

明代の受験事情——『端巖公年譜』を読む——

鶴成久章

(国際共生教育講座)

(平成十五年九月十日受理)

はじめに

筆者は先に嚴嵩の「南省志」に記された会試考官の試験業務の分析を通じて、試験官の側から見た明代の科挙制度の実態について考察した。^{注①}そこで、今回は視点を変えて、受験生の立場から見た明代の試験制度の実態について考察してみようと思う。前稿と併せて、明代の科挙制度に関する理解を深めるための一助に、というのがその趣旨である。

本稿が主たる対象とする資料は、明代中期の人張文麟の自叙年譜『端巖公年譜』^{注②}である。張文麟、初名は文麟、字は公瑞、号は端巖、蘇州府常熟県の人で、弘治十八年（一五〇五）二十四歳で進士になつている。彼自身の手に係るこの年譜は、成化十八年（一四八二）の出生から、正徳七年（一五一二）三十一歳に至るまでの三十年間の記録である。年譜に附された八世孫仁済の跋によると、文麟はその後、四十二歳で致仕したあと、二十五年間に及ぶ悠々自適の生活を送つて卒したという。^{注③}この『端巖公年譜』は多くの部分で記述が詳細であり、彼自身の体験や見聞した出来事が事細かに書き留められている。それ故、若年期の記

述には、彼が身を以て体験した当時の受験制度について、他の資料には見られない興味深い記述が多い。本稿では、この年譜の中から、彼が童子試を受験してより進士に及第するまでの受験体験に係わる記録を抜粹し読み解くことで、明代の受験事情の一斑を明らかにしたいと思う。

一、童子試以前

文麟は、成化二十三年（一四八七）六歳の時、塾師について学ぶよう父に命ぜられ、錢という人物を師とした。錢は村の童子三十餘人に教えていたが、毎日ただ「神童詩」四句を授けるばかりであったという。^{注④}翌弘治元年には、あらためて任という塾師に師事している。任の教育には決まつた方法があり、日々定められた規則に従つて書物を暗誦させたといふ。^{注⑤}さらに弘治四年（一四九一）十歳の時、父の友人で歳貢生であった繆廷善という人物に師事するが、彼の教え方は一定していなかつたため、稚い者の性質でつい怠けるようになり、書物の暗誦が出来なくなってしまったという。^{注⑥}かくて、翌年には、再び任について学んでいる。そ

して、この年には、「四書」が暗誦出来るようになり、さらに『礼記』を読み始めたという。^(註5)

弘治七年（一四九四）十三歳になると、一層受験勉強も本格的になり、父親が『論語』から問題を出したりして、「時文」の学習をさせている。^(註6)また、翌年にも、父の友人が家に招いた家庭教師について一緒に学ばせてもらつて、「作文」の練習をしている。^(註7)この「時文」「作文」云々とはいわゆる「八股文」の学習のことであろうから、このあたりの記述からは、弘治年間には既に、受験勉強の力点が「八股文」の修得に置かれていた様子が窺える。

さて、このように学習を積み重ねてきたところで、弘治十年（一四九七）十六歳の年の記述には次のように云う。

家で勉強をした。『礼記』は読み終わりそうであるが、まだ「策」と「論」を学習していない。ある日、父がかつて自ら書き写した書物を一冊持つて来られ、私隣に渡して言われた、「これは王探花の（書いた）『論』だ。これをしつかり読め。」と。何とかその構成・様式を少しばかり会得したが、まだ数篇（の「論」）も作つておらず、「策」の方はまだ何と学んでらいいなかつた。^(註8)

童子試の試験科目のうち、「四書」と本經（『礼記』）についてはある程度習熟したが、残りの二科目のうち「論」題の方はやっと基本が理解出来た程度で、「策」題についてはまだ学習すらしていなかつたという。しかしながら、このような状況で翌年にはいよいよ童子試に臨むことになるのである。

二、童子試の受験

（一）「県試」——弘治十一年十七歳——

弘治十一年（一四九八）十七歳。この年は郷試の年に当たり、知県

の楊柳塘先生^(註9)が県試にのぞまれた。先生は実に（蘇州府）七県に冠たる文学興隆の立役者である。（先生は）まず儒士を試験された。出題

は四篇であつた。（私は）すらすらと会心の文章を書き上げ、夕方には答案を提出した。先生は繰り返し（その出来）を褒めて下さった上で、「どうして『礼記』を学習しているのだ。」とお尋ねになつた。（私は）父の旧經^(註10)である旨お答えした。（すると）先生は、「合格したいなら、どうして餘姚^(註11)に行って師につかないのだ。」とおっしゃつた。（そ

こで）力量が及ばないことを申し上げた。先生は、「私もあそこで師について学んだのだ。一足の草鞋に三斗の米を背負つていけばすむことだ。なんの困難があるものか。」とおっしゃつた。先生はそうして、

次の年に私を餘姚の諸用晦先生のところにやつて礼学を学ばせることを黙つて意に留めて下さつた。（弘治十一年戊午年十七歳、時当大比。

知県楊柳塘先生蒞県。先生実冠七県作興文學之主。先考儒士。命題四篇。

舉筆皆成章、半晚納卷。先生亟稱許焉、問、何以讀禮記。告以先公旧

經。先生曰、中得何不往餘姚從講。對以力不能。先生曰、我那裏從師

講書。一双草鞋、背三斗米、就去了。何難。先生乃默留意、次年送予

從餘姚諸先生用晦講禮。^(註12)

※【原注】I、楊柳塘先生……諱は子器、字は名父なり。「諱子器、字名父。」II、命題四篇……「四書」は「徹者徹也助者藉也」、經は

「大則如威小則如愧」、論は「正己以格物」、策は「問張良諸葛亮陶潛范仲淹人品優劣如何」なり。「四書、徹者徹也。助者藉也。經、大則如威、小則如愧。論、正己以格物。策、問、張良、諸葛亮、陶潛、范

仲淹人品優劣如何。」III、諸先生用晦……先生、諱は絢、辛酉の挙

人なり。乙丑に余と同に進士に登る。「先生諱絢、辛酉舉人。乙丑与余同登進士。」

【訳注】^a大比……鄉試の年。『周禮』の「三年大比」に由来する語。

^b知県……三段階ある童子試の最初の県試を主宰した。⑦楊柳塘：

：（北京図書館古籍珍本叢刊）『常熟県儒学志』卷三に「楊子器、字

名父。慈谿県人。増置儒学田、修復大成殿。祀名宦。」とある。⑧

儒士……ここでは、「童生」と同意義であろう。⑨旧經……明代の

科挙制度において、「經義」は「五經」の中から一經の選択必修であ

った。多くは、父祖がかつて受験の際に勉強した經書を家学として受け継ぐ。「旧經」とはその經書のこと。拙論「明代科挙における專經について」（『日本中国学会報』第52集一二〇〇〇）、『礼記』を選んだ人達の事情——明代科挙と礼学——（『福岡教育大学紀要』第50号第一分冊一二〇〇一）参照。⑩餘姚……明代科挙の「經義」において、餘姚出身者には『礼記』を選択する者が際立って多かった。前掲拙論参照。⑪講書……後の「講礼」と同様、『礼記』の学習をすることか。

〈補説〉

子、卯、午、酉の年には、鄉試が挙行されるため、事前にその参加者選考のための試験である「科考」が各府州で行われる。提学が各地方を巡回して行うこの試験にあわせて、この年の童子試は行われたようである。なお、童子試は提学が管内の各学校を巡察して生員の成績を考課する「歲試」の年にも行われた。通常の童子試は全部で三段階であり、順番に県試、府試、院試と呼ばれる。その試験科目が、全國統一であったのか、あるいは地方毎に異なったのか、さらには、時代による変化があったのかについては、よく分からぬ部分が多い。それ故、ここに童子

試の試験問題が詳細に記録されているのは実に興味深い。最初の県試は全部で四題で、まず「四書」から『孟子』滕文公上篇の「徹者徹也、助者藉也」、「五經」は張文麟の專經である『礼記』では儒行篇の「大則如威、小則如愧」、そして「論」は「正己以格物」、最後の「策」は「問、張良、諸葛亮、陶潛、范仲淹人品優劣如何」というものである。出題数は少ないものの、内容的に、鄉試、会試の三場の出題分野を踏まえていふことは明白である。

張文麟は、十七歳の年に初めて童子試を受験しているが、童子試の受験年齢は、明人の伝記資料等を見る限り、おおよそ十代の前半頃から受験を始めて、弱冠の年くらいまでには合格するのが、理想的なかつただつたようである。中には、八歳で合格した例や七十を過ぎてもなお童子試に応じ続けた話もあるが、これらは特異な事例であろう。

また、童子試の参加人数についてであるが、明末崇禎年間の松江府上海県では、二三千人を下らなかつたとも言われるが、張文麟が受験した弘治年間の常熟県の場合は、次に見られるように、第二段階の府試の合格者が十四名であるから、せいぜい二三百人程度の数ではなかつたであろうか。

（二）「府試」——弘治十一年十七歳——

（かくて）県試に合格して府試へと送られた。府主である河南の曹鳴岐先生は、二題を課せられ、十四人をお取りになつた。同年の姚奎

を第一位とされ、私を第二位とされた。（合格者の）名前を呼び終わると、第一番目の者をさしあいてひとり私を前にお呼びになつた。（私は）喜びが顔に溢れんばかりで、「四書」中の警句を口誦すると、（府主は）しきりにほめて下さつた。（取送府考。府主河南曹鳴岐先生、

命一題、取十四人。以同年姚天章奎為第一、予第二。叫名畢、舍第一而獨呼予上前。喜溢顏面、口誦四書中警句、稱許不置。)

※【原注】I、河南曹鳴岐先生……諱是鳳、御史を以て出でて蘇州に守たり。後に予の進士に第するに、先生都御史に陞せられて京に入り。朝房に於て一たび見ゆるも、時に先生已に病めり。二三日ならずして遂に帰し、寸敬を致すに及ばず。今に至るも猶お切に景仰す。「諱鳳、以御史出守蘇州。後予第進士、先生陞都御史入京。於朝房一見、時先生已病。不二三日遂帰、不及致寸敬。至今猶切景仰焉。」II、命一題……「其若是孰能禦之」、論は「實學」なり。「其若是孰能禦之。論實學。」III、姚天章奎為第一……後に天章と予とは甲子の同年為り。「後天章与予為甲子同年。」

【訳注】④府考……童子試の第二段階の試験。知府が主宰した。⑥曹鳴岐……(内閣文庫本)『蘇州府学志』卷三「名宦」に名前が列せられている。⑤同年……二人は、後に弘治十七年応天府鄉試に共に合格している。(尊經閣文庫本)『南省賢書』卷二によれば、張文麟は百三十五名中第五名、姚奎は第六十五名。奎は文麟と同じ常熟県学の生員(附学生)で、『詩經』が専門であった。

(補説)

府試についても、試験問題が記録されている。二題というのは、県試の半分である。うち一題は、『孟子』梁惠王上篇の「其若是孰能禦之」で、もう一つが「實學」についての「論」題である。県試よりも府試の方が負担が軽いのはなぜかよくわからない。府試は、県試合格者の学力が、院試受験に相応しい水準であるかどうかを再確認するだけだったのであろうか。ちなみに、時代は下るもの、明末の松江府における府試通過が「府閥」と呼ばれる程に困難であったことを伝える記録や、浙江

・南直隸における府取の困難さを伝える話を見る限り、府試については、あるいは試験の成績に加えて、知県や郷紳等の推薦といったその他の要素が介在する余地があったのかも知れない。^{注6)} ところで、この年の府試の合格者が十四人というのを、恐らく常熟県からの府試合格者の数を言っているのであるう。

(三)、「院試」——弘治十一年十七歳——

(ついで)院試に送られた。時の提學方信之先生^{注5)}は、人を取るのに優れた能力をお持ちで、出題も厳格であられた。(私は)学力がいまだ完全ではなく、「四書」「本經」「策」「論」のうち、こちらができるばあちらができずで、合格できなかつた。父は言つた、「府主にお前を合格させてくれようというお考えがあるのに、どうして行って(秀才にしてくれるよう)お願ひしないのだ。」と。(そこで、察院の)門まで行くと、門吏に叱りつけられた。(それを)府尊^{注6)}が自らご覧になり呼び入れて下さつた。その時、(府尊は)大勢の役人と察院にて早朝の揖礼を行つており、補佐の役人や守護の兵が、皆傍らに並んでいた。府尊は笑いながらおつしゃつた、「この常熟県の小秀才め、わしはもう合格者を決定した。^{注5)}」と。私はそこで一言(秀才にして下さいと)申させてくれるようお願いした。府尊は、「わしも言わぬから、お前もわしに言わせるな。帰つて書物を読め。合格者は決まつた。」とおつしやつて、(私に)揖礼をさせ帰らせた。(門を)出ると、また呼び入れて、「努力を重ね、わしの期待に背くのではないぞ。」と言いか含めるようにおつしやつた。そこで、(私は)帰つた。(送察院考。時提學方信之先生、取人精敏、而命題嚴切。学力未周、四書本經策論、得此失彼、不錄。先公曰、府主有引進汝意、盍往求之。及門、門吏呵

斥。府尊自見呼進。時与衆官、候察院晨揖。府佐衛揮皆旁列。府尊笑語曰、此常熟県小秀才、我考決中經解。予因告求一言。府尊曰、我也不說、你也不消我說。回去讀書。決中經解。令揖而去。既出、復呼入、叮嚀用功、勿負我望。遂帰。)

【訳注】④察院考……童子試の最終試験である院試のこと。「察院」とは元来各道御史の役所のことであるが、明初の頃には各省の提学に御史が任せられたので、院試のことを察院考と呼び、また院試の試験場のことを院試と呼ぶ。⑤提学……特命によつて各省ごとに一名ずつ任命され、省内の教育行政を統べた提督学道のこと。(明史)卷六十九「選舉」、「生員入学、初由巡按御史、布、按兩司及府州縣官。正統元年始特置提學官、專使提督學政、南、北直隸俱御史、各省參用副使、僉事。景泰元年罷提學官。天順六年復設、各賜敕諭十八條、俾奉行之。直省既設提學、有所轄太広、及地最僻遠、歲巡所不能及者、乃酌其宜。……提學之職、專督學校、不理刑名。……督撫、巡按及布、按二司、亦不許侵提學職事也。」⑥方信之先生……南畿提學。伝未詳。⑦府尊……知府。府主に同じ。院試の事務責任者。

⑧察院……注⑨参考。定期的に鄉試が挙行された應天府とは異なり、この頃の蘇州府城に貢院のような恒久的な試験場が設置されていたかどうかわからない。提学が試験のために各府県を訪れる際に、それに先だって城内の最適の場所に試験場を整備した可能性もある。⑩決中經解……どう読むべきか未詳。恐らく、合格者については既に定まつたという意味であろう。

〈補説〉

弘治十一年(一四九八)、県試、府試に合格するが、院試には敗敗している。院試の下第を知ったあと、父親に促されて文麟が知府のところ

に行き、生員にしてくれるよう頼み込もうとし、それに対しても知府がねんごろに説諭する場面の描写が極めて興味深い。清朝の童子試の制度では、院試の試験事務は知府がすべて責任を負い、合格者の決定、入学許可の権利も知府にあって、提学の役割は童生の学力を認定することに過ぎないとされるが、あるいは明朝においても同様の権限が知府の手にあつたのであろうか。

ちなみに、明末清初期の人葉夢珠(字は浜江、号は梅亭、松江府上海県の人)によれば、明朝末期に彼が童子試を受験した際には、合格発表の後、院試に下第した童生の試験答案は公表され、以て答案審査の公正さを示すとともに、童生自らがその不備を確認することができるようになつていたと言ふ。^{注10}

(四)、「提學試」再受験——弘治十三年十九歳——

弘治十三年(一五〇〇)十九歳。時に柳塘先生は、まだ我が県を治めておられた。(提学の)方信之先生は(隣県の)崑山より(歳考のために、常熟に)お出でになり、日の出のあと、(舟から)岸にあがって試験場に入られた。揖礼ののち、柳塘先生がお尋ねになつた、「常熟は入学者を久しう送り出しておりませんが、県試では何人の童生を(合格させ、提学の)試験に参加させてよろしいでしょうか。」と。信之先生は言つた、「それなら、今日すぐに参加させて、廩膳生、増生は弟の文鷹ともに儒英坊下に行き、庶伯母に食事を炊いてもらい、食べてから試験に臨んだ。問題は四篇であった。三日目に、秀才の成績発表があつた。……江陰の合格発表では、二十四人が入学させられ

ることになった。一人の名が書き込まれたところ、私が第一位であつた。(弘治十三年庚申年十九歳、時柳塘先生、尚蒞吾県。信之方先生来自嵐山。日出後、登岸入院。揖後、柳塘請曰、常熟不送入学久。知縣考幾個童生容送考。信之先生曰、然今日就送、与廩增科舉秀才同考、考得過則送。俱出外早飯進考。時予與弟文鳳俱至儒英坊下^{注6}、求庶伯母爨、食而就考。命題四篇。第三日、發落秀才。^{注7}江陰發案、送入学二十四人。寄名一人、予為第一。)

※「原注」I、儒英坊下……時に大伯真齋先生此に居す。「時大伯真齋先生居此。」 II、命題四篇……「四書」は「下焉者起至蚤有譽於天下者也」、「論」は「世儒不知王政之本」なり。經と策題とは、今之を忘る。「四書、下焉者起至蚤有譽於天下者也。論、世儒不知王政之本。」

【訳注】①童生……『明史』卷六十九「選舉一」「士子未入学者、通謂之童生。」

②廩增科舉秀才……廩膳生、増広生のこと。『明史』卷六十九「選舉一」「增広既多、於是初設食廩者、謂之廩膳生員、增広者謂之增広生員。及其既久、人才愈多、又於額外增取、附於諸生之末、謂之附學生員。」、『(万曆)明會典』卷七十八「禮部三十六・選補生員」「洪武初令在京府學生員六十人、在外府學四十人、州學三十人、縣學二十人、日給廩膳、聽於民間選補、仍免其家差徭二丁。○二十年令增広生員、不拘額數。○宣德三年定、增広生員、在京府學六十人、在外府學四十人、州學三十人、縣學二十人、照例優免差徭。」

③弟文鳳……字は公肅。正徳十六年歲貢生。嘉靖元年舉人。嘉靖八年進士。

④儒英坊……常熟県の地名である。⑤發落秀才……生員の試験成績と賞罰についての発表。⑥江陰……ここでは常熟県と同義で解釈した。⑦發案……入学者の発表。⑧寄名……合格名簿に名前を

書き込むこと。張文麟は、常熟県学に入学した(『南國賢書』卷二、また『常熟県儒學志』卷五参照)。

〈補説〉

童子試の最終段階である院試に下第した者は、再び県試から受け直すのが普通であったと思われる。ただ、この記述を見る限りでは、この年文麟は、常熟県学を訪れた提学からいきなり試験をされているようである。提学は県学の生員に対する歳考のために常熟を訪れたのである。このように、県試、府試を経ずに、提学が直接試験して、入学を認可した例は他にもあるようであるから^{注8}、あるいは提学と知県の裁量次第で県学への入学許可は可能であったのだろうか。

先の童子試では、府試の合格者ですら十四名であったが、今回は常熟県学への入学者が二十四名もいる。知県が言うように、常熟県では久しく童生を入学させていなかつたから多くの合格者を認めたのであろうか。

この時の試験問題は全部で四題。「四書」は、『中庸』第二十九章「下焉者起至蚤有譽於天下者也」であり、「論」題は、「世儒不知王政之本」であったが、「五經」題と「策」題は忘れてしまったという。ともあれ、出題は「四書」、「五經」、「論」、「策」であったことがわかり、これは先の院試と同様の出題内容である。もつとも、この時、文麟らは廩膳生、増広生といった県学の生員らと一緒に試験を受けてるので、この出題は元來生員の歳試のための出題であったのであろう。

三、各種の学校試と科舉の受験

(一)、「季考」——弘治十三年十九歳——

柳塘先生が京官に推挙されたため、秦從節先生が代わられた。夏季考^(往)では、私が第一位であり、張起齋^(往)が第二位。秋季も、私が第一位で、起齋がまた第二位。冬季には、私は第二位であった。(柳塘先生行取、秦從節^{*}先生代之。夏季考、予為第一。張起齋第二。秋季、予第一、起齋復第二。至冬季、予第二。)

※「原注」I、秦從節……諱は礼なり。「諱、礼。」

【訳注】①行取……地方官が推挙を経て京官に陞ること。②秦從節

……『常熟県儒学志』卷三に「秦礼、字從節。臨海人。祀名宦。」とある。③夏季考・秋季・冬季……四季毎に、府・州・県学毎に生員を試験したのが季考。これは、地方官が主宰した。艾南英撰「前歴試卷自叙」に「旧制、諸生於郡县有司、按季課程、名季考。及所部御史入境、取其士什之一而校之、名觀風。」と云う。④張起齋……『年譜』弘治九年丙辰の条に「刑部員外郎張起齋応治(※原注「名鳳來。彼時字号若此。」)」とある。正徳十四年郷試において、第四名経魁となり、正徳十五年に進士になっている(『南省賢書』卷二、『常熟県儒学志』卷五参照)。

〈補説〉

この「季考」は、県学においては、知県が執り行う定期試験である。

提学が主宰し全生員に受験が義務づけられていた「歳考」とは異なり、必ず受験しなければならないものではなかったようである。例えば、艾南英などは、(季考、観風の)二つの試験は、(その成績によって)諸生を昇格させたり降格させたりとか、(郷試への)参加を認めるとかといったことは係わらないし、私はすっかり怠け癖がついてしまっており、いつも(これらの)試験には参加しなかった。^(往)

※「原注」I、張……某なり。「某。」

【訳注】①知県考、送府応挙……郷試参加者を選抜する科試に先立つて、生員をまず県で選抜し、ついで府で選抜し、その優秀者のみを科試に参加させたようである。艾南英撰「前歴試卷自叙」「其科考則三

というように、季考を受験しなかったと堂々述べている。但し、これは明末の話であるから、弘治年間とでは事情が異なるかも知れない。ともあれ、張文麟は友人の張起齋と競ってこの季考で優秀な成績を収め、常に一、二等を獲得したという。そして、次に見られるように、科考に送る前の府考において、知県が知府に季考の成績を上申しており、その成績が生員の進退に全く影響がないとも言えなかつたことがわかる。

(二)、「科考」——弘治十四年二十歳——

弘治十四年(一五〇二)二十歳。この年は郷試の年に当たり、秦知県が府試に送る者を試験され、(私も)試験を受けた。私は第四位であつた。府主曹先生は始めに、「私が張を試験したところ、立派な成績だった。県の試験ではどのあたりの成績であったか。」とご質問になつた。從節先生が、第四位であったこと、これに先立つ季考では多く第一位であったことをお答えになつた。先生はお喜びになつた。時に方信之先生は山東參議に昇任され、新しい提学の陳石峰先生^(往)はまだ到着しておられなかつた。科考は巡按の袁大經先生^(往)が代わつて試験された。私はかたじけなくも受験者名簿に録せられた。(弘治十四年辛酉年二十歳、時當大比。秦知県考、送府応挙、予第四。府主曹先生首問曰、我考張好。県考在何處。從節先生對以第四。前此季考多第一。先生喜。時信之方先生陞山東參議。新提學陳石峰先生未到。科舉則巡按袁大經先生代考。予蒙錄。)

歲大比、縣升其秀、以達於郡、郡升其秀、以達於督學、督學又升其秀、以試於鄉闈。不及是者、又有遺才大収、以尽其長。非是塗也、雖孔孟無由而進。故予先後試卷、尽出是二者。」⁽⁵⁾ 陳石峰先生……諱は琳、字は玉疇、莆田人。弘治九年進士。『京學志』卷八上「名宦列伝」に名前が載る。⁽⁶⁾ 科舉……科考のこと。『明史』卷六十九「選舉一」「提學官在任三歲、兩試諸生。……繼取一二等為科舉生員、俾應鄉試、謂之科考。其充補廩、增給賞、悉如歲試。其等第仍分為六、而大抵多置三等。三等不得應鄉試、撻黜者僅百一、亦可絕無也。生儒應試、每舉人一名、以科舉三十名為率。舉人屢広額、科舉之數亦日增。及求舉者益衆、又往往於定額之外加取、以收士心。凡督學者類然。」⁽⁷⁾ ⑥巡按……監察御史のこと。⁽⁸⁾ ⑦袁大經先生……伝未詳。

張文麟は、生員となつたあと、そのすぐ翌年の弘治十四年には科考で鄉試の受験資格を認められるというように、極めて順調に受験をこなしゆく。

(三)、「鄉試」下第一——弘治十四年二十歳——

この年は徐南州⁽⁹⁾が第十三名で(応天府鄉試に)合格した。私と起齋はともに自らを咎めて言つた、「我々二人は何と百十三名中にも入れなかつた。」と。ともに自らを励まして、後の合格を図つた。(是年徐子高南州中十三名。予与起齋皆自咎曰、我一人可不中一百十三名。皆自策、以圖後舉。)

【訳注】 ①徐子高南州……『南省賢書』卷一によると、徐南州は弘治十四年の応天府鄉試に第十三名で合格している。なお、徐は常熟県学の附学生で、「詩經」が専門であった。

〈補説〉

文麟は初めて受験したこの年の鄉試には下第した。「……可不中一百十三名。」と嘆くが、百十三名どころか、応天府鄉試の合格定員である百三十五名中にも入らなかつたわけである。ちなみに、『南省賢書』卷一によると、この年の応天府鄉試は、王守仁の父であり、成化十七年(一四八一)の狀元でもある王華(字は徳輝、号は宝菴)が正主考官を努めている。

(四)、「月考」——弘治十四年二十歳——

十月十五日、(常熟県学の)教諭⁽¹⁰⁾である河南の李先生⁽¹¹⁾が、(提學)石峰先生の教條を奉じて、「誠意自修之首⁽¹²⁾」という一論題の試験をした。

全く意味をなさない(文章)で、答案を提出すると即座に退けられた。(その際)先生は(私を)呼び止めて(答案を)見終わると、目を怒らして(私を)じっと見て、「かくも聰明な秀才が、不注意なことを。」と言われた。それを聞いてはなはだ深く恐れ入り、かくて注意せねばならぬことを悟つた。今に至るまで、我が先生のことを心に忍び忘れない。(至十月十五日、掌教河南李^{(13)*}先生、奉石峰教條考誠意自修之首一論、殊不為意、送卷即退。先生呼止看畢、怒目而視曰、好聰明秀才、不用心。聞之毛豎骨竦、遂知所以用心矣。至今、懷我先生不忘焉。)*『原注』一、河南李先生……諱は隆、字は世昌、舉人にして、德行有り。「諱隆、字世昌、舉人、有德行。」

【訳注】 ②掌教……ここでは、常熟県学の教諭のこと。『明史』卷七十五「職官志四・儒學」「府、教授一人、從九品。訓導四人。州、學正一人、訓導三人。縣、教諭一人、訓導二人。教授、學正、教諭、掌教等所屬生員、訓導佐之。」⁽¹⁴⁾ ⑤李先生……『常熟県儒學志』卷二に

「李隆、洛陽人。由舉人。弘治十二年任。」とある。④誠意自修之首……『大學』伝六章「所謂誠其意者、毋自欺也。」の「集注」に「誠其意者、自脩之首也。」とあるのを踏まえた「論」題か。

〈補説〉

教諭李隆が、提学陳琳の教条に従って試験したというのは、恐らく月考^(註)のことであろう。また、「教條」とは、提学が管内の府学、州学、県学の儒学教官や生員その他関係の諸機関に示した教学の指針のことを言つてゐるものと思われる。ただ、ここで南畿提学の陳琳が提示した教條が具体的にどういう内容のものであったかはよく分からぬ。

ちなみに、嘉靖年間に、王廷相（字は子衡、号は平厓、また浚川、河南儀封の人、弘治十五年進士）が、四川の提学となつた際に発した「督學四川條約」の中の「月考」「季考」の規定に関する箇所を参考までに見てみると、

教官は毎月の終わり頃に、生員を集めて、その場で試験を一度行う。

既に学問が出来上がっている者には、「四書」「經義」「論」「策」を各一篇ずつ、まだ学問が出来上がっていなき者には、「四書」「經義」を各一篇、初学者には、破、承、対句を各三首（課する）。一つの季節が終わる頃に、提調官は生員を集めて、その場で試験を一度行う。出題は月考と同じである。季考の月に当たるときには、月考は免除する。^(註)

云々と言つてゐる。恐らく、こういった類の教条を提学が管内の儒学に命じていたのであろう。

（五）、「歲考」——弘治十五年二十一歳——

弘治十五年（一五〇二）二十一歳。昨年十月に教諭李先生のお言葉

を聞いてからというもの、たちまち大いに目が覚め、緑衣^(註)を着て夜も読書した。この年の三月になり、勉学の効果があがつてゐるのを感じた。四月には石峰先生が巡視^(註)して歲考^(註)を実施され、問題を出された。最初に「四書義」（の答案）を作成したが、何を述べているのか分からぬような有様だった。「論」になつて自ら一見解を立て、「趙普と太祖とは君臣ともに完全であることはできなかつたが、太宗朝においては君臣間に何の差し支えもなかつた。」ということを述べた。「策」には「匡衡と劉向の論じたことは皆間違つており、郅支單于を伐つべきか伐つべきでないかを論じた上で、甘延寿と陳湯の功罪を決めるべきであつた。」ということを述べた。石峰先生は私を第一位に取つて下さり、廩生^(註)にして下さった。起斎は先の試験で第一位であったことを告げ、廩生にしてくださるようお願いしたが、先生は結局（考え方）を変えられなかつた。これ以降、「策」「論」を作るのに、すっかり東坡三昧^(註)になれた。（弘治十五年壬戌年二十一歳、自旧年十月一聞李掌教先生之言、便覺大警醒、荷衣夜讀。至是年三月、覺有長益。四月、則石峰先生案臨歲考命題。初作四書義似難渋。及論自立一見、謂趙普与太祖君臣不能兩全、於太宗君臣何有。策則謂匡劉所論皆非。當論郅支不宜伐、以定甘陳功罪。石峰先生取予為第一、補廩。起斎告先考第一聽廩、先生終不易也。自後作策論、頗得東坡三昧。）

※【訳注】①荷衣……旧時、進士に登第した者が着た緑袍。②案臨……提学が管内の府州を巡視すること。③歲考……提学が定期的に管

内の学校を巡視し、生員の成績を考查し賞罰を与えた試験。『明史』卷六十九「選舉一」「提學官在任三歳、兩試諸生。先以六等試諸生優劣、謂之歲考。一等前列者、視廩膳生有缺、依次充補、其次補增広生。一二等皆給賞、三等如常、四等撻責、五等則廩、增遞降一等、附生降為青衣、六等黜革。」艾南英撰「前歷試卷自敘」「獨督學使者、於諸生為職賞、其歲考則諸生之黜陟係焉、非患病及内外難、無不與試者。」

④趙普与太祖～於太宗君臣何有……趙普、字は則平、幽州薊の人。

太祖の創業を助け、また太宗朝では宰相となつた。『宋史』卷二百五十六に本伝がある。⑤匡劉所論皆非～以定甘陳功罪……この策題が取り上げてある事柄については、『漢書』卷七十「傅常鄭甘陳段伝第四十」の陳湯の条に詳しく見える。⑥補廩……廩膳生に採用されること。『明史』卷六十九「選舉一」「凡初入学者、止謂之附學、而廩膳、增広、以歲科兩試等第高者補充之。非廩生久次者、不得充歲貢也。」

⑦東坡三昧……試験答案を書くのに、蘇東坡の文章にどっぷりつかつたことを言う。

〈補説〉

歲考は、提學が管轄の各儒学を巡回し執り行う考査であり、全ての生員に受験が義務づけられており、余程の理由が無い限り免れることは出来なかつた。訳注に引用した『明史』選舉志の記述では、提學は在任三

年中に二度生員を試験し、その内の一歳が歲考でもう一度が科考であると言つては、これは明末の状況が反映された記述であり、元來歲考はその名が示す通り、理念としては一年に一度行われるはずのものであつたと思われる。^(註)しかしながら、関連する資料を見る限り、現実的にはなかなか一年に一度の歲考の実施は困難だったようである。ともあれ、文臘はこの歲考で第一位になり、廩生の定員に欠員があつ

たのであらう、提學から廩膳生となることを認められている。他方、第二位の起齋が先の試験で第一位であつたことを告げ、廩生にしてくれるよう求めたが退けられている。廩生となるのは大変難しかつたことが見て取れる。^(註)

この時の歲考の出題は三題で、「四書」からは『論語』季氏篇の「丘也、聞有国有家者、不患寡而患不均」、「論」が、「君臣始終両全」、「策」が、「問、匡衡、劉向、論甘陳功罪何如」であったという。

この部分でとりわけ興味深いのは、「自後作策論、頗得東坡三昧。」という言葉である。明代科挙の受験勉強において、特に第二場の「論」題や第三場の「策」題対策の参考書として蘇東坡の文集がもてはやされたことはよく知られているが、既に弘治年間において、歲試とはいえ科挙試験に直結する試験の答案で「東坡三昧」を自ら告白しているのは注目すべきであろう。なお、敢えて贅言すれば、この蘇東坡さらには三蘇の重視は、明末においては一層甚だしい。猫も杓子も三蘇の文章を科挙の二、三場の「論」「策」に好んで引用し、中には、訳も分からず蘇某とあつたら全て三蘇の言葉だと思い込み、「史記」の蘇秦の語や、『漢書』の蘇竟の語、あるいは晋の竇滔の妻蘇惠の言葉を、三蘇の文章と勘違いした考官までいたといふ。

四、鄉試合格

(一)、「科考」再受験・合格——弘治十七年二十三歳——

弘治十七年(一五〇四)二十三歳。また鄉試の年に当たつた。これまで読んできた書籍の内容を整理し、聞き習つた内容をおさらいした。三月が終わると石峰先生は蘇州府にやって来て、科考を執り行われた。

四篇出題されたが、筆を擧げるや懶してしまい、これまでの文章書く境地とは全く異なる。第九位であった。答案の封を開いてみて、石峰先生は驚き訝り（理由を）お尋ねになった。汪訓師^(註)が昨年一年間病であつた旨をお答えになつた。石峰先生は、してみると病に罹らなければどうしてこんな成績であるはずがあるうかと言い、第三位に抜擢してくださいました。（弘治十七年甲子年二十三歳、又当大比。理故籍、繹旧聞。三月尽、則石峰先生至府、弔考科挙矣。命題四篇、舉筆羞渋、全非旧時文思。取第九拆号。石峰先生驚訝問、汪訓師對以旧年一年病。石峰言可知不病安得在此。抜第三。）

※【原注】I、汪訓師……諱は穎なり。「諱、穎。」

【訳注】④弔考科挙……科考を執り行うこと。⑤拆号……考生の名前がわからないように封をしてある答案の封を開くこと。⑥汪訓師……汪穎。「訓師」とは、県学の訓導のこと。『常熟県儒学志』卷三に「江陵之人、由舉人、（弘治）五年任。」と云う。⑦旧年一年病：『年譜』弘治十六年癸亥の条に「三月初四、予病忽作……、八九月羸甚、夜亦不寢、食亦不化……」と言う。

〈補説〉

常熟県学の訓導汪穎が提学に対し、文鱗の成績不振の理由が旧年中の疾病にあることを説明してくれ、提学は九位の成績を第三位にまで上げてくれている。恐らく提学は、一昨年の歲考で文鱗が首席であったことも記憶していたのであろう。

試験の出来が思わしくなく、気が動転したのか、この時の出題について文鱗は何も記していない。ただ、出題はやはり全部で四篇であったことがわかる。

（二）、「鄉試」再受験・合格——弘治十七年二十三歳——

試験場に入ると、礼記房の考官は、宋璉^(註)であったが、病をおして貢院に入つており、翌日にはそのまま出ていってしまった。『礼記』の答案は、各房が本房の答案を見終わるのを待つて、分担して見た。詩經房の考官である黃德卿先生が私の答案を担当して見て、合格候補とし第一位で送つてくださった。（しかし）大主考の費鷺湖が言った、「しかし、二場は良くできているが、第三場に至つてはただ策の第一問が完成しているだけで、四問は皆半ばしか出来ていない。」と。（実のところ）後で調べたら贈録生^(註)に抹殺されていたのであった。費は言った、「取るわけにはいかぬ。」と。德卿先生は墨卷を取り寄せるよう請うた。費は言った、「墨卷を取り寄せると、問題が生じる。」と。德卿は言った、「『札記』の答案がお手上げで、詩經房の考官を雇つておきながら、何の問題があるというのか。」と。費は不合格とするにこだわった。その時、同年の姚繼嚴もやはり「判」一つを欠いていた。「草榜^(註)」に記入する際には、我々二人（の名）はともに無かった。対卷の段になつて、墨卷が入つてくると、徳卿先生はまず私の答案を探し出してくださり、即時に得てそこで費に送り審査させた。費は言った、「府尹に送つて見てもらい、監場に送つて見てもらえ。」と。（だが）ともに、「取るべきである。」と言つた。そこで、第五名に取られた姚もまた進士に合格することが出来た。後で鷺湖はまた「草榜」（官員に）はっきりと示したあとで二名を除いた。誰であり、のちに合格できたかどうかは知らない。（入試。礼記房考官、則宋璉扶病入院。次日遂出。礼記卷、待各房看本房卷畢、分看。詩經房考官黃德卿先生分看予卷、取為首送。大主考費鷺湖曰、然、二場称之、至三場、只第一道策完、四道皆半篇。後查為贈録生抹截。費云、不可取。徳卿先生

請弔卷。費曰、一弔卷、就有是非。徳卿曰、礼記卷終不然、買了詩經

房考官、何是非之有。費執不取。時同年姚繼巖、亦欠一判。填草榜、俱無我二人。対卷、卷入。徳卿先生首尋予卷、即時而獲乃送費閱。費

云、送府尹看、送監場看。俱云、該取。乃填取第五。姚亦得中第進士。

後鶯湖亦以草榜見示後、去二名。不知何人、後中否也。」)

※「原注」I、費鶯湖……諱は宏なり。後に入閣す。「諱、宏。後入閣。」

【訳注】①房考官……同考官のこと。鄉試・会試の答案審査は、一次審査を同考官が「五經」の選択別に分かれて行つた。②宋璉……伝未詳。③本房卷……各同考官が本来担当している経房の答案。④黃徳卿先生……伝未詳。⑤大主考……主考官のこと。『南國賢書』卷一によると、費鶯湖は、正副二名いる主考官のうちの副考であった。⑥賛録生……墨卷（試験答案の現物）を朱筆で転写する役割の者。転写した後の答案を「硃卷」という。⑦弔卷……ここでは、墨卷を外簾から内簾へ取り寄せること。⑧姚繼巖……『南省賢書』卷二によると、第四十九名合格。文麟と同じく『礼記』が専経で、通州儒学の廩生であった。

⑨草榜……合格者名簿の草稿。

⑩対卷……墨卷と

硃卷とを照合する作業。合格候補者が決まり「草榜」が作成されると、外簾官である提調官と監試官が内簾に入つてきて、考官らと一緒に対卷の作業にあたる。『詞林典故』「鄉場、先一日、提調監試同拆卷。填正榜之日、主考与提調監試皆上坐、其餘旁坐。」⑪送府尹看……「府尹」とは、ここでは応天府の長官。応天府鄉試の提調官は、応天府の知府が務めた。⑫送監場看……応天府鄉試の監試官は南京の監察御史が務めた。⑬填取第五……鄉試・会試の第五名までは、「五經」各経の選択者から各一名ずつ取ることになつており、これを「五經魁」

と呼ぶ。

〈補説〉

考官のところに送られた文麟の硃卷が、「二場称之、至三場只第一道策完、四道皆半篇。」という状態であつたにも係わらず、同考官が第一位に推薦し、また、同年の姚繼巖の硃卷も「判」を一題欠いていたにも反対されてはいるが、同考官黃徳卿は引き下がらず、結局、対卷の際に、文麟の答案の方は賛録生が墨卷をきちんと書き写さなかつたことが原因であつたことがわかり、合格になつてゐる。また、姚繼巖もどういう事情があつたかは不明だが、最終的に合格している。ともあれ、この話からば、当時の鄉試において答案審査の際に重視されるのが首場の答案だけたのではないかということがうかがわれる。もとより、この年の鄉試は、非常に変則的な形で答案審査が行われていることにも注意する必要はあるが、何れにせよ興味深い話である。

ところで、ここでの閲卷の様子に関連することだが、翰林院官の職掌の手引き書『詞林典故』の鄉試考官の職務に関する記述にはこう言つている。

二主考が責任を持つて審査（する答案）には昔から分経（のきまり）があつた。一人が『易經』と『書經』とを責任を持つて審査し、もう一人が『詩經』『春秋』『禮記』を責任を持つて審査する場合もあれば、あるいは二人の主考が（分経には）とらわれずに一緒に審査を行う場合もある（※「原注」但し一つの経書を二人の主考で分けで見る例は無い）。^{註8}

また、焦竑（字は弱侯、号は澹園、江蘇江寧の人。万曆十七年の狀元）は万曆年間に奉つた上奏文の中で、正主考が『易經』と『書經』を審査

し、副主考が『詩經』『春秋』『礼記』を審査するのが「科場旧規」であるとも言っている。^{注25}『南省賢書』卷二「弘治十七年應天府鄉試」によれば、この時の正主考官は白鉄（字は秉德、直隸南宮県の人、成化二十年進士）であり、費鷺湖は副主考であったことがわかる。恐らく、『礼記』の答案の担当は費だつたのであろう。

なお、鄉試の合格の報は、九月一日の朝食時に文麟のところに届いている。^{注26}

五、会試・殿試に合格

鄉試に合格した年の冬至の後、文麟は父とともに常熟を発ち、翌弘治十八年（一五〇五）正月二十八日に北京に到着して会試に参加し、第六十九名で合格を果たしている。^{注27}通常、会試は鄉試以上に合格が困難であり、それ故感動が最も大きいはずなのに、意外にも『年譜』における関連の記述は実にあっさりしている。

若干の興味深い話柄としては、同郷のよしみであろう、常熟出身の李傑（字は世賢、号は石城雪樵、成化二年進士）という人物が会試の提調官を務めており、「正榜」が出るやしないや、ただちに人を馳せて知らせてくれたという話。^{注28}また、初場の題目を進呈する際に、皇帝がまず香を焚き、眞の才人を得て、國家の用と為さんことを天に祈つてから、そこではじめて題目を閲覧したという話を耳にし、「今、誰が眞の才であり、だれが有用の者であるものやら分からぬ。」と記しているの等が目を引く。

会試のあと、三月十五日に殿試が挙行され、三月十八日にはその合格発表があった。そして、この殿試についての記述も、会試同様に簡潔で

ある。崑山の顧鼎臣が狀元、榜眼は董玘、探花は謝丕であったこと。自らは第二甲二十二名進士出身を賜つたこと。また庶吉士に選抜されたのは、蘇州府では徐縉一人であったこと。文麟は、刑部広東司に配属となつたこと。これらの事実が淡淡と述べられているだけである。^{注29}

なお、『皇明貢舉考』によると、殿試の臨軒の日に会試の問題の時と同様のことを皇帝がしたとある。^{注30}この科に皇帝は余程の期待を込めていたのか、あるいは伝聞の誤りで、一度のことが二重に伝わったのであるうか。

おわりに

文麟が進士となつた翌年には弘治帝が死去し、正徳帝が即位する。素行に問題があつて明朝の歴代皇帝の中でもとりわけ評判の悪い皇帝である。その治世の初期には、かの宦官劉瑾らの跋扈を許し、多くの士大夫らがその犠牲となつた。正徳五年に反逆の罪でその劉瑾が処刑された後も正徳帝の素行は改まらず、正徳十四年（一五一九）の寧王宸濠の反乱にも象徴されるような、極めて不穏な時代が続いた。冒頭に記したように、張文麟は二十四歳で進士になつてから、わずか十八年の官僚生活を経て、建寧知府の職を最後に四十二歳で致仕し、その後二十五年間にもわたる悠々自適の生活を送つて卒している。あるいは、上述のような正徳帝の治世への絶望感が、文麟に官界から身を引く決意をさせたのかも知れない。

ところで、張文麟と同年に進士となつた者には、後に嘉靖朝で権力を欲しいままにした嚴嵩のほか、湛若水、崔銑、魏校などの思想家達や徐禎卿といった文学者がいた。また、その一科前の弘治十五年（一五〇二）

には、思想家王廷相や、康海、何景明といった文学者が進士になっており、一科後の正徳三年（一五〇八）には、徐愛、呂柟といった思想家が進士合格を果たしている。さらに、明朝を代表する思想家王守仁が進士となつたのは、これより一科前の弘治十二年のことである。張文麟が受験勉強に取り組み、進士となつたのは、まさにこのような時代であった。本稿で扱つた明弘治年間の試験制度のうち、学校試についてはまとまつた資料が少なく、制度の実態把握は相当に困難であった。ただ、万曆年間以降の時期については、幾分資料の数も増えてくるので、それらを参考にすることで解釈した部分も少くない。^{〔注〕}また、科挙制度がそうであるのと同様、後の清朝の制度も非常に参考になつた。^{〔注〕}確信が持てないまま記した部分もあり、考察が不十分な箇所も少なくないとは思うが、これらの点については、今後の研究を通じて少しずつ確かなものにして行きたい。

注

- ① 「明代会試の舞台裏——嚴嵩撰『南省志』を読む」（『福岡教育大学紀要』第51号第1分冊 二〇〇一）参照。
- ② ちなみに、明代士人の受験体験記として先ず第一に挙げられるべきは、艾南英撰「前歴試卷自序」であろう。この記録は、いま入矢義高著『(中國詩文選23) 明代詩文』(筑摩書房 一九七八) に「受験地獄体験記」という表題で収録されている。詳細な訳注と解説によつて明代の童子試や各種学校試、鄉試の実態が解明されており、頗る得るところが多い。
- ③ 本稿では、張文麟撰、九世孫海鵬校刊『明張端嚴公(文麟)年譜』(新編中國名人年譜集成 第一輯 台湾商務印書館 一九七八)を使用した。該書に版本についての説明はないが、『借月山房滙鈔』本の影印本であ

ると思われる。また、『南張世譜』所収の『端嚴公自叙年譜』も参照したが、重要な異同はない。

④ 「……致仕帰、年纏四十二、優游林下、又二十五年而沒。」

⑤ 「成化二十三年丁未六歲。先公命就外傳。即今所居巷南十數家、有錢先生者、拜為師。錢教村童、市井童子約三十餘人。每日止授予神童詩四句、且令他生教之、不能成誦。」ところで、ここに名前の出てくる「神童詩」とは、蒙学の教科書の一つで、「幼学詩」とも称される。北宋の汪洙撰。『湧幢小品』卷二十四「神童詩」に「汪洙、字德溫、鄞縣人。九歲善詩賦、牧鷺養官、見殿宇頽圯、心窺歎之題曰、顏回夜夜觀星象、夫子朝朝雨打頭、万代公卿從此出、何人肯把俸錢修、上官奇而召見。時衣短褐以進。問曰、神童衫子何短耶。應聲曰、神童衫子短、袖大惹春風、未去朝天子、先來謁相公。世以其詩詮補成集、訓蒙学、為汪神童詩。」とある。

- ⑥ 「弘治元年戊申年七歲、改從靈公殿東住頭一家任先生。先生訓導有方、日有定規。凡所背書每先日授、次日晨入則背昨所誦書、次習字散。午後令誦昨所授書、必熟背。背熟、再授明所誦書。吾性於書必先誦、至次日復誦數遍、則熟得。先生教法如此。諸同學背書、我為最熟、遂稱聰明。」
- ⑦ 「弘治四年辛亥年十歲、從東隣繆廷善先生。先生歲貢士。與先公友善。故命從之。而先生教法無常。與任先生反。每自外出、稚性懈弛、遂至書背不出。端嚴子曰、一予耳、從任先生則聰明、從繆先生則喟嘆。人家子弟少有資質、全在先生之善教不善教耳。」
- ⑧ 「弘治五年壬子年十一歲、復從任先生。四書得熟誦。讀禮記起。」
- ⑨ 「弘治七年甲寅年十三歲、先公硯荒、於家自課予誦習。六月初一日、自縣學升散入門即命予曰、今日朋友對我云、令郎學業三場通了。你尚未曾。今係好日學起、出學而時習之一題、授以活套拔萃老書二帙云、觀

此作文。時先公無力市時文、只此而已。任予抄扯成篇、三五日後、遂出君子務本一句。無所抄看、不知作何等語。先公含之。今不自知其成章与否也。」

⑩「弘治八年乙卯年十四歲、時先公至友陳企周尚古其子應春、先予一日而生、延師陳子身先生于家、邀予附学。子身先生家世善教。三四日後、欲試予書生熟、一日晨背、每於絕句、忽提一句、予應誦如流。先生喜乃如意、日課予作文一篇。一日忽命題、有顏回者好學。予問先生曰、有二處。先生曰、後頭顏回。蓋先生默許予也。乃不經意作一篇送上。先生曰、不用心。再做。復作一篇。時尚未午。先生默而收之。至五月五日、先公自館回。先生驚至。予於壁壙、竊視先生對先公。呐呐數語、乃出所考顏回好學文以示先公。先公有喜色。予亦自信乃知向學矣。……」

⑪「弘治十年丁巳年十六歲、家居治業。讀札要完、然未學習策論。一日先公携旧時手錄一冊、擲付麟曰、此王探花論、細讀之。亦少會其首尾節次、然未嘗作數篇。於策則尤未學也。」ここに「王探花」というのは、王鏊（字は洛之、江蘇吳県の人、成化十一年殿試第三名）のことである。なお、ここまで記述と深く関わる明人の学習の在り方については、佐野公治氏『四書学史の研究』（創文社 一九八八）「序章」「二、明代人と経書」を参照。

⑫「戴大賓、莆田人。八歲應童子試、見主司、主司憐其幼、指所坐椅云、虎皮褥蓋太師椅、試作一對。大賓應聲曰、免毫筆寫狀元坊。主司稱贊。」（『快園道古』卷五）

⑬「烏程金生、七十餘猶應童子試、為文鄙俚、而高自矜期。人見之、無不笑者。」（『古今譚概』「金老童」）

⑭「崇禎七年、是時、應試童生不下二三千人、……」（『閻世編』卷二「學校五」）、趙子富氏が資料を基に指摘するところに拠れば、明末の時

点での童子試の最終的な合格率は、百分の二三であったであろうという。同氏『明代学校与科举制度研究』（北京燕山出版社 一九九五）四八頁参照。

⑮「童生府取、在吾生之初、已無公道。凡欲府取者、必求縉紳薦印。聞

之前輩、每名価値百金、應試童生、文義雖通、苟非薦刻、府必不錄。當時入泮、每縣六七十名、府取不過百餘名、文理稍順者、竭力營謀、府取入泮、直如拾芥。故当日童試不難于入泮、而獨難于府取、謂之府閑。」

（『閻世編』卷二「學校五」）

⑯「浙直童子試、府取極難。非大分上、即晁董不自必也。」（『古今譚概』「童生府試」）

⑰注⑯にも「應試童生、文義雖通、苟非薦刻、府必不錄。」と言ふ。

⑱宮崎市定氏『科舉——中國の試験地獄——』（中公新書 一九六三『全集15』所収）「院試——學校試の三」参照。

⑲「猶憶明季、予初應試時、入學案發後、凡府取童生院試落卷並發出、令人自閱、以示至公。諸童生不入泮者、並馳驅而往、覓視落卷以驗己之得失。……」（『閻世編』卷二「學校五」）

⑳「熊廷弼督三吳學、以威嚴御士、士皆凜凜。公見童生願考者、不必待府員試、叩門而入、文理通者、即時送學、否必痛責之。每閱文至佳處、連舉數大觥、或拔劍起舞。」（『天香閣隨筆』卷二）

㉑「二者、既非諸生黜陟進取之所係、而予又以嬾慢成癖、輒不及與試。」（『前歷試卷自敘』）しかしながら、季考で優秀な成績をおさめれば、やはり様々な恩恵や特典が与えられたのも事実である。この点については、趙子富氏前掲書六十頁参照。

㉒「明史」卷七十五「職官志四・儒學」「儒學官月課士子之藝術而獎勵

㉓『王廷相集』「浚川公移集」卷三「教官每月將終、會集生員、當堂考試一次。其已成材者、四書經義論策各一篇、未成材者、四書經義各一篇、初學、破承對句各三首。每一季將終、提調官會集生員、當堂考試一次。出題與月考同。凡遇季考之月、免其月考。……」

㉔「督學歲考生儒、則生儒求進之心、不必作之而自奮、所以歲考二字自來相伝。聞往時吏禮二部、年終獨于督學使加意有品第等次、今也法網太廢。如吾浙已六年不歲考矣。如何教生儒不放肆得、縱放肆便犯上作亂、勢所必至此、不特生儒之罪也。予所目睹浙江省督學、如雷古和先生、薛方山先生、阮山峰先生皆一年一考、不知何年將旧規廢壞起。」（『見聞雜記』卷五）この問題については、また、趙氏前揚書（注⑭）六一～六六頁、

渡昌弘氏「類考について」（和田博徳教授古希記念 明清時代の法と社会）汲古書院（一九九三）に考察がある。

㉕『閻世編』卷二「學校三」に「前朝學校最盛、廩貢最難。凡歲、科兩試、不列一等一二名、無望補廩、甚或有一二名而無缺可補者。……」と云う。

㉖あるいは、「五經題」を記し忘れただけで、実際は四題であった可能性も棄てきれない。

㉗『留青日札』卷三十七「非文事」「近時俗学、皆尚三蘇文字、不復知

有唐文矣、況秦漢乎。故不拘大小試卷、主司大率批曰、宛然蘇子口氣。或曰、深得蘇氏家法、即中式矣。有一士子、素不喜眉山文集者、乃笑曰、衆人皆有蘇子椅靠、偏我獨無蘇子可使喚耶。于是論策中嘗引証曰、蘇子有言、為君計者、莫若安民、無事、且無庸有事于民也。又云、蘇子嘗曰、良医不能救無命、彊梁不能與天爭。仲尼棲棲、墨子皇皇、憂人之甚也。又云、此蘇氏所謂察微慮深、慎在未形者也。亦漫然批其旁曰、此子固嘗留心于三蘇者、但未純熟耳。此生見而大笑、作詩嘲之云、曾見東坡面目

無、試官驚得震蘇蘇、分明指与平川路、一個佳人両丈夫。一時伝誦以為笑柄。殊不知始之蘇子乃史記之蘇秦也、繼之蘇子乃漢書蘇竟也、終之蘇氏乃寶滔之妻蘇惠也。今不論秦漢、不分男女、一概以老泉、東坡、穎浜当之、不亦鄙陋之甚哉。嗚呼、誠可謂子誠齋人也已。」なお、明代科挙と蘇学との関連については、高津孝氏「明代蘇学と科挙」（九州中国学会報）第三十九卷（2001）がある。

㉘『詞林典故』「主考總裁旧有分經者。或一人總裁易書、一人總裁詩春礼。或二人公同裁定不拘。（※「原注」但無一經分二主考之例。）」

㉙『焦氏澹園集』卷三「謹述科場始末乞賜查勘以明心跡疏」「科場旧規、正考閱易書二經、副考閱詩春秋札記三經、各不相涉、載在詞林典故甚明。」（九月初一日蚤飯時、報者方至。先是日四更時先岳母李孺人呼先室曰、夢汝官人中了。且中得高。有一黃帖、恰像你老太公、扯破巷口袁先生、是先祖一樣。學官隨報者至、予寫一賞帖、銀三兩、適是黃箋。彼嫌少、袁討看曰、誠少扯碎。似此瑣屑、亦見於夢耶。）

㉚「弘治十八年己丑年二十四、先公不舍独子三千里外、旧歲冬至後与同起程、正月二十八日到京。……三場俱先公送入。試畢、一時同会者俱相与語予中、不知何以得之。後中六十九名。」

㉛「石城李老先生為提調。一出榜、即令人馳報、時三鼓矣。」

㉜「與聞初場進呈題目、先敬皇帝焚香、祝天願得真才為国家用、方始閱題。今不知誰為真才、誰得用也。」

㉝「三月十八日殿試、崑山顧鼎臣為榜首、榜眼董玘、探花謝丕、予中二甲二十二名、復取庶吉士吾蘇則徐縉一人、餘進士分撥九卿衙門觀政、予

撥刑部求入廣東司。……」

㉞「臨軒之日、上於宮中焚香籲天期得真才以資实用。」ちなみに、この殿試は弘治帝が主宰した最後の殿試で、この年に弘治帝は崩御している。

㉙明代の童子試の問題を扱ったものに、渡昌弘氏「明末の上海における童試に関する一検討」(『岡崎学園国際短期大学論集』5 一九九九)がある。また、趙子富氏『明代学校与科挙制度研究』(既引)は、明代の学校制度と科挙制度との関係を論じた専著であり、参考となる記述が多い。

㉚特に宮崎市定氏『科挙史』(秋田屋 一九四六 『全集15』所収)、『科挙——中国の試験地獄——』(既引)を参考することが多かった。

「附記一」本稿は、二〇〇一年七月七日に行われた西日本中国社会史研究会(於九州大学東洋史研究室)における報告(題目「明代の受験事情——張文麟の事例を中心に——」)の際の構想を基に、その後の文献調査の成果を踏まえて今回新たに書き下ろしたものである。着想の契機を与えてくださった九州大学の中島樂章氏、広島大学の岡元司氏はじめ、会に参加された諸氏に御礼申し上げたい。

「附記二」本稿は、平成15年度(第41回)三島海雲記念財団学術奨励賞の助成による研究成果の一部である。三島海雲記念財団の助成に対し謹んで御礼申し上げたい。